

太政官布告第六八号の適用を、鎌倉郡瀬谷村ほか六か村に指令し、一方的に地価の押しつけと収税を命じた。添田知通の手になる「概略手続書」が、瀬谷村など七か村以外は県下すべての町村が改租手続を済ませたのに、「僅々七ヶ村ニ限り項詮主張シテ承諾セサレハ……数回懇諭ヲ尺センチモ更ニ服従セサル」と、述べていることから不服運動に対する県当局のいらだつた様子をみてとることができよう。地租改正事務局からも有尾敬重が出張して来て「反覆説明アリシニ項民団結シテ誘説ノ道相絶」たので、やむなく太政官布告を適用したというのである。現地の状況をたんねんに踏査し、骨身を惜しまずに改租事業の推進に一役も二役もかっていた添田知通をして、「項民団結シテ」やまないときめつけられた瀬谷村ほか六か村の改租不服運動は、実際「項民」の主張に過ぎないことであつたのか。

この頃の瀬谷村ほか六か村は、全体で畑が田の約六倍で、耕地の所有も一戸平均田が三反一畝、畑が一町七反七畝で、しかも畑の平均収穫量は、鎌倉郡は県内で最も低い、その鎌倉郡内でもかなり低いほうで、生産力の低い地域であつた。

一八七七（明治十）年八月、関東一府六県の地方官会議で、反当収穫量が決められて、県はいやおうなしに改租事業をスピードアップしなければならなかつた。といっても、地域の経済実態をそれなりに加味した地位等級区分をあみだそうとしていたところへ、等級の更正が押しつけられるため、百十二か村が「更正表」の請書を提出することを決つていた（「概略手続書」）。

瀬谷村などの不服運動もこの点にかかわつていたようである。この年十二月二十七日、瀬谷村ほか四か村が、県の強制する地位等級の「管内聯合表」では、租額の算出が不可能なことに、田畑の比較基準の不適当を理由に、召喚されて説諭されても、この疑念が解けないうちは請書の調印を拒否するとの「上申書」を県令野村靖に提出していた。

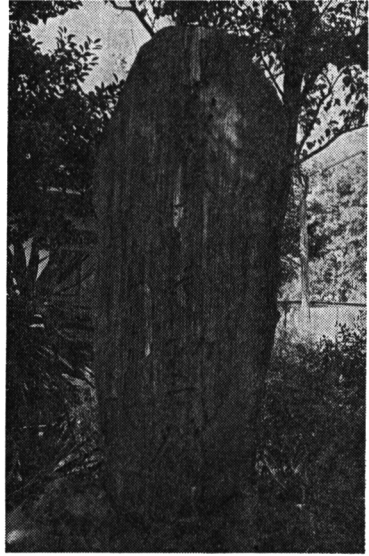
このような「管内聯合表」の請書の差し出しに対する不満は、瀬谷村などに限られていたのではなかつたが、一八七八年四月には、第六大区から第二十三大区のうち三浦郡第十四大区の十五か村と鎌倉郡第十七大区の七か村だけが請書の差し出しを

拒んでいるに過ぎないほどにまで、県の請書差し出しの強制が続いたようである。そのため、瀬谷村などの不満は請書そのものに向けられ、地位等級は一村の範囲で適用できても管内全域に当てはめられないこと、村々が提出した等級表を官の側で組み直していることなどに、批判の矢を向けていった。そこには模範村を設定して地位等級を決め、その基準を模範組合内のみならず県内全域に適用していくという、関東地方の改組方法への批判も含まれていた。さらに、収穫地価算定方式の等級と地価の不一致、等級決定にあたって種肥代の不十分な酌量などを指摘し、瀬谷村などが、生産力の低い畑地であったために、等級と地価、種肥代、収穫量など地租を割り出していく諸要素が、現状を無視して決められている点を鋭く衝いていたとも言える。

八月にはいって、県は不服七か村の申し立てには「追而何分之可及沙汰」と問題を後にのこしたままで、不服七か村を除いて県下の村々に耕宅地の新租施行を指令した。一年で百村以上の不服村が県の「説諭」をうけて請書の差し出しを承諾したことになるが、不服は五年後の改正年度でなんとか処置するという地租改正事務局の甘言に乗せられたようである（「概略手続書」。実際、この手段は不服に対する常奪手段として盛んに振り回された（有尾敬重『本邦地租の沿革』）。

瀬谷村などの不服村は、添田をして「反覆説明アリシニ」、「団結シテ誘説ノ道相絶」と言わしめたように、頑として請書の受印に応じなかった。そこで県↓地租改正事務局は、太政官布告第六八号の適用を指令して新租を押しつけたのである。新租は旧租と比較すると、田は二三割の減租であるのに対して、畑は約四・六倍以上の増租となることから、村全体では三・八倍以上という大幅な増租をもたらし、神奈川県内の地価査定傾向、ひいては地租改正そのものを象徴していた。それだけに、県も必死であったし、また不服村も後にひけなかつたのであろう。

太政官布告の適用を指令されると、すぐさま、地租改正事務局へ嘆願書を提出して、「一段階ノ隔リニテ収穫ノ米麦何程ノ



瀬谷村の地租不服運動義民碑

に対して実力行使にでた十月二十六日である)。地租改正事務局への嘆願は、再願、追願と繰り返されるが、いずれも退けられた。不服村々はひるむことなく再び県令に向けて上申書を提出し、「不適当之分官ヨリ御差示ノ地価ヲ以御買上ケ相願度」とややおどし文句をちらつかせて、地位等級の「管内聯合表」の一方的な作成と操作を問題にしていく。が一向に県当局はとりあげようとはしなかった。

一八七九（明治十二）年六月、不服村々は県令野村靖を被告として、東京上等裁判所に「地租改正処分不当之訴」をおこして、正当な収獲地価を要求することとなった。この訴訟の経過などについては、今のところ不明である。ただ、この年八月に、運動の中心人物である瀬谷村戸長と村用掛が死亡していることと、「不服一件」の出費の償金として十月に県から六千円の借金が引き出されていることから、この頃に不服運動は終わったようである。運動の具体的な経過についてはまだ資料的に究明されていないが、不服村々の主張は、決して添田知通がきめつけていたような頑民の意見ではなかった。実情にそくした農民

違ヒアルヤ」と地位等級の組立てそのものへの疑義と規定の種肥代の非現実性を衝き、しかも県の作成した地位等級の「管内聯合表」が、「係り官ノ専断」で仕立てられていることを強調している。そして、県内千二百十五か村のうち千二百八か村までが請書を提出したのは、改租方法が、県の言うような「美事良法」であったのではなく、「畢竟圧制ニ出テタルモノト存候」と、県の押しつけを見やぶり、実地を再調査をしたうえで、新租を賦課することを要求している（この嘆願書の日付は、奇しくも真土村で冠弥右エ門が松木長右エ門

的色彩の濃い地価算定方法をあみだしていたところへ、一方的に示された地位等級と予定収穫額↓地価↓地租が、まったく現実にそぐわないことを明らかにして、地租改正事業、とりわけ関東改租の方法に対する根底からの批判としてたちあらわれたのである。それだけに、県↓地租改正事務局が不服従の動きに一切言質を与えるような動きをみせなかったのであろう。

### 第三節 「学制」改革

#### 一 「学制」前の教育機関

**私塾・寺子屋の変容** 明治五年（一八七二）八月、「学制」の頒布によって、日本の近代学校制度が発足をとげた。この学制は旧来の封建的教育制度、すなわち藩校や郷校、あるいは私塾、寺子屋などを一切廃止するという急進的なものであったが、これは当時の実情から容易でなく実際には旧来の寺子屋をそのまま小学校と改称したり、あるいは寺子屋の師匠がその

まま小学校の教師になるというようなことも少なくなかった。

幕末から「学制」頒布のころにかけて神奈川県・足柄県域では、私塾・寺子屋といった教育機関が、民衆の自主自立の精神的向上と学習熱のたかまり、失業士族の寺子屋の開業などを背景にその消長も激しかったようである。『日本教育史資料』第八巻によれば、幕末から維新期にかけて、十一校の私塾が存在していたと報告されているが、実際には全県下にわたって分布していたことが判明している。これらの私塾のうちには、学科として漢学や筆道にかぎらず、さまざまの学問・技芸の指導を試みたところも少なくない。たとえば、下鶴間村（現在大和市）にあった荒川論の塾では、読み、書き、算盤のほか、茶の湯、

第6表 学制頒布前後の寺子屋開廃業の動向

年代	開廃比			全 国		
	本 県	域		実 数	年平均数	指 数
	実 数	年平均数	指 数	実 数	年平均数	指 数
1868年～71年	19(28)	4.8(7.0)	100(100)	946(2,941)	236.5(735.3)	100(100)
1872年～74年	11(192)	3.7(64.0)	58(686)	82(6,618)	27.3(2,206)	9(225)

( ) は廃業をしめす 『神奈川県教育史通史編』上から

生花、さらには剣術まで教えたという。また、上溝村の鈴木縫之助、下溝村の朝倉由左衛門が営んでいた私塾も（いずれも現在相模原市）、教える内容は 読み、書き、算盤で、ひら仮名に始まり、村名、国尽、商売往来、今川、古取締、実語教、童子教、塵劫記などであった（『相模原市史』第三巻以下「相模原市史」と略す）。

寺子屋も、幕末期には全県下に普及して、開業数は五百十四校にも達していた。明治初期における寺子屋の開廃の動きは、第六表のとおりである。県下の寺子屋は、開業率においてもまた廃業率においても、全国平均を大きく上まわっていた。「学制」頒布以前と以後に区分して、寺子屋の開廃の状況をみると、「学制」頒布以後は全国の寺子屋の開業が、以前のほぼ一〇割であるのに、県下では六〇割弱を維持している。一方、廃業は、全国では二・二五倍となっているのに、県下では六・八六倍で、全国平均の三倍以上の廃業率を示している。

私塾・寺子屋の興隆を支えた背景には、開国以来の商品経済の農村への急激な浸透があった。農民の子弟も読み、書き、算盤の基礎的な能力が必要となり、私塾・寺子屋への積極的な就学となつてあらわれた。就学状況の一例をあげてみよう（『相模原市史』）。

磯部村（現在相模原市）の栗山半左衛門が開業していた栗山塾の明治四年（一八七二）八月現在の在塾者は、男子三十七人、女子十四人、計五十一人であった。通学者も磯部村だけに限られず、新戸村（現在相模原市）、下溝村といった他の村落からも来ていた。就学の割合も、磯部村のうち下磯部、上磯部について見ると、栗山塾にかつて在塾したもの、また当時学習していたものは、明治四年現在

の八歳から十四歳までの児童総数の、男子が六六割の三十一人、女子が四二割の二十一人という高い率を示していた。この比率は、「学制」期当初の小学校の全国就学率の二倍に相当し、足柄県も含めた県下の就学率、男子四九・二割、女子二六・六割をも上まわる数値である。この数字は、一般的に私塾・寺子屋教育が、制度的に強制的につくられたものではなく、民衆の精神的自主自立の志向と学習熱に裏打ちされた、師匠（教師）との信頼感から成り立っていることを物語っているといえよう。

ところで、明治初期の私塾は、県下に広く普及したことにより、かつての士族ないしは上層の庶民を対象とした「完成教育」施設から、中層の農民だけでなく、男児も女児も入塾させる初歩教育施設へと転化してきていた。

それだけに県当局は、私塾・寺子屋がおこなう教育内容に無関心ではいられなかった。明治五年三月二十九日、文部省の布達を受けて、「私塾開設の許可、塾則等の提出に関する件」を県下に通達し、従来のゆるやかな政策から一転して、私塾・家塾の統制に乗り出すのである（『神奈川県教育史』資料編第一巻 以下『教育史資料編一』と略）。この統制政策が出されたころ、神奈川県では郷学校の設置計画が推進されていた。私塾・寺子屋の所在とその教育内容の実態をおさえることは、郷学校の設置計画を具体化していく上でも必要なことであった。

私塾・寺子屋などが、民衆の教育機関としての役割を持っていたとしても、県当局の目には「開明化」政策を民衆の中に浸透させていく上での「障碍」として映りはじめたのである。「学制」頒布後の一八七三年四月「小学開業」にともない、県は私塾・寺子屋などの廃止を命じていくのである（一八七三年四月神奈川県達）。

### 郷学校の設置

郷学校は十七世紀後半から「学制」実施のころにかけて、全国の各地につくられた教育施設の一つで、「郷校」「郷学所」「郷学」あるいは「義校」などとも呼ばれた。そして寺子屋・私塾・家塾よりも規模が大きく

郷村の公共的格をもっているのが特徴である。こうした郷学校は、大別すると性格の異なる二種類のものがあつた。一つは大名の士族や家老が自分の支配地に設置したり、また大名自身が、城下以外の地に居住している藩士の子弟のために建設した文武稽古所などで、「小さな藩校」とみられるものである。

もう一つは、経営の主体や、形態も多様で、教育の内容や方法などもさまざまではあつたが、庶民のために小供を教育したり、青年、成人を教育する目的で設置された施設である。これが、明治初年以降の国民教育、なかでも小学校の先駆的役割を直接に間接にもちえたのである（『近代日本教育の記録』上）。

神奈川の郷学校という場合、「学制」頒布前後、ほぼ県下の全域に設置された郷学校のことをいう。他の諸府県ではほとんど見られないものであつて、それだけに神奈川の「学制」期教育の成り立ちをみていく際に、どうしても目を向けなければならないのである。

神奈川の郷学校は、どのような経緯で設立されていったか。維新政府は、明治二年（一八六九）二月五日「府県施政順序」をもつて、府県行政の大綱を示した。そのなかで、書学・読書・算学を教える「小学校ヲ設クルコト」を指示していたが、それは寺子屋と余り違いのないものであつた。翌年の明治三年十二月十五日、政府は郷学校設置のために、高一万石につき米一石五斗の割合で資金を工面することを府県に通達し、郷村を単位に郷学校を設置する計画がたてられた。神奈川県では、政府の指示に基づいて郷学校掛をおき、明治四年一月から県官（小参事大屋斧次郎）が、農業の勸奨と学校設立の説論のために県下の寄場組合の親村を巡回し、住民の協力で郷学校を設立することを説いている。これに呼応するかのように、二月、三月には、三浦郡大津村郷学校、南多摩郡小野郷学校など四校の郷学校が設置され、この年八月には、「武相郷学校二七ヶ所設置」の触書、「貢進生、横浜学校へ差出し」の達、「郷学校仮規則書、郷党仮議定廻達写取」の触書、「郷党仮議定郷学校仮規則」

など郷学校設立に関するいろいろな規則が矢つぎばやに定められる（『教育史資料編』一、『町田市史料集』一）。

寺子屋・私塾の幕末以来の隆盛にみられる民衆の教育要求を背景にして、「方今人材養育急務之秋」という考えに立つ県当局は、維新以後も存続していた寄場組合村を単位として、県下二十七か所に郷学校の設置を指令するが、実際に設立されたのは二十校あまりであった。県が構想した郷学校は、郷党仮議定・郷学校仮規則によると、ほぼつぎのような特徴を持つ学校であった。

寄場組合を学校設置の単位として郷学校一校を置き、各村に一人の学校世話人を置き、学校の設置から、師匠（教師）の採用、学校運営に至るすべてを組合村の衆議によっておこなうこととし、しかも衆議は三分の二の「入札」で決め、村役人の「独裁専決」を許していなかった。学校諸経費の分担は、就学児童の有無に関係なく、各家が負担することになっていた。さらに組合村内の対立や不和などで学校の「盛衰」に影響を与えてはならないと定められていた。

郷学校の入学年齢は六歳から十三歳までで、「学生ノ勤惰ハ父母ノ越度タルヘシ」と、親の就学の責任と義務を強調している。学費は「入門料」として一人米一升（約一・八キロ）、二人の入学者をかかえている家では一人半分の「毎月料」（米二合）を払えばよいことになっていた。学習内容は、従来の寺子屋の読み・書き・そろばんとさほど差がなかったが、「手習ノ序」の中に、「西洋音」（アルファベット）、「西洋字」（英単語）が含まれていたし、「読本並誦誦」には翻訳書、数学には洋算が組み込まれ、さらに「洋単語」の会話、つまり英会話も学ばせようとしていた。

このような教育内容を教える郷学校を県下に設けたうえで、ほかに郡ごとに、今日の中等教育機関に匹敵する大学校をつくり、郷学校卒業者が進学できるようにするなど、人材の育成を主眼とする学校計画が構想されたのである（『近代日本教育の記録』上）。



郷学校分布図



『近代日本教育の記録』上から

明治五年（一八七二）の「学制」を先取りするような内容をもっていたともいえる神奈川県の郷学校構想は、必ずしも円滑に実現されなかったようである。郷学校の設立と維持のためには、どこでもその資金繰りに苦勞していた。とくに学校設立の費用は、村全体で負担することになっていったが、実際には、現在の東京都町田市にあった小野路村の小野郷学校では、豪農層が金を出し合っ

て学校資金を賄っていたし（『町田市史』下巻 以下『町田市史』と略す）、津久井郡藤野町にあった吉野宿の学習舎の場合は、有志三十名の醸金約七百両を積み立てて、その利子を経営資金にあてようとしたが、実際には不足の大部分を個人の篤志家が負担しなければならなかった（『神奈川』吉野甫氏所蔵『興学雑誌』）。

教育内容は、私塾・寺子屋との違いも少なく、少々程度を高めた「漢籍」を学ばせるに過ぎなかったところが多かった（『神奈川県教育史通史編』上以下『教育史通史編』上と略す）。郷学校の計画や学校課程の構想は、実際の教育事情を土台につくられ

たものではなかっただけに、構想倒れに終わった。県当局も、必ずしも郷学校計画の意図を徹底させる具体的な方針をもっていなかったようである。この郷学校計画と郷学校を、「学制」による公立小学校との関連という点からいえば、郷学校がそのまま小学校へ切り換えられたものもあるが、多くはいったん郷学校としては終わりをづけ、新たに小学校として開設されている。郷学校の数は少なかったが、当時県下に存在していた私塾・寺子屋とともに、「学制」による学校を受け入れる土壌を培う役割の一端を果たしたことは否定できない。

## 二 「学制」の施行と小学校の設立

### 「学制」の実施

明治四年（一八七二）七月、文部省が設置され、翌五年八月二日太政官布告第二二四号「学事奨励に関する被仰出書」、同月三日文部省布達第一三号別冊「学制」一〇九章、一八七三年三月十八日文部省布達第三〇号「学制二編」「学制追加」など二〇四章、全一二三章の「学制」が頒布された。この一連の法令を「学制」と呼ぶのである。

文部省が構想し、実施していった「学制」の教育制度はおよそつぎのとおりであった。まず学区制を採用し、全国を八つの「大学区」に、各大学区を三十二の「中学区」に、そして各中学区を二百十の「小学区」に区分し、各学区ごとにそれぞれ一校ずつ学校を設置することとした。この学区は学校設置の基本単位だけでなく、地方行政の単位でもあった。各大学区にはそれぞれ「督学局」を置いて区内の教育行政を統轄し、各中学区ごとに地方官は、「学区取締」を十ないし十二、三名任命して、学区取締一名につき小学区を二十ないし三十を分担し、直接行政指導にあたらせた。

学校の系統は小学、中学、大学の三段階を基本とし、ほかに中学に準ずる教種の実業的学校、高等専門教育をおこなう専門学校、教員養成の師範学校などが設置された。小学校は上下二等各四年制、中学校は上下二等各三年制、専門学校は七、四年制で、大学は五分科制をとり、年限の規定はなかった。文部省はまず国民教育の基礎づくり当面の目標を置いて中学校以上はさしおいて全国的に小学校の普及をはかった。

この新しい学校教育の目的と内容は、ほぼつぎのように特徴づけられよう。一「学制」第一章で「全国ノ学政ハ之ヲ文部一省ニ統フ」と規定して、教育の集権化を宣言している。二教育の目的は「身を立るの財本」をつくることであるから、その内容は、立身、治産、昌業をはかるための実用の学でなければならないので、それは武士のためではなく、個人のためであること。そのため、「邑に不学の戸なく家に不学の人なからしめん」ことが肝要であると、教育の機会均等を強調した。三教育は学校でしか修得できないという学校教育万能主義と小学校教育に重点を置いたことなどである。啓蒙主義の色彩がはっきりとみられる。

各府県は「学制」の実施にあたり、管内に「被仰出書」の主旨を徹底させるために告論を出す、そこで述べられている「学制」を特徴づけている文章は、必ずしも忠孝の徳目や国家を否定していなかった。

神奈川・足柄の両県は、それぞれ八百四十小学区、四百八十二小学区に区分され、規定どおりことが運べば、一小学区に小学校一校が設立されることとなっていたが、実際には小学区と小学校の設立とは一致していなかった。明治五年（一八七二）十一月、神奈川県では、従来の「筆学所」（寺子屋）を廃止して、すべて小学校と改称、ほぼ三百戸に「一小学校」を設置する方向で、「学制」の小学校はスタートを切った。そして一八七三（明治六）年二月に神奈川県、三月には足柄県が、それぞれ「学制」についての告論を県下に達して、その主旨を説いて、県の教育政策の方向を明示した。